

実務 特集

本則課税と簡易課税 どちらが有利?

設備投資と消費税の関係^上

知らなきや損する

簡易課税と免税業者は注意!

大きな設備投資を考えているとき、そこには消費税の問題が絡んでくる。消費税の課税については、「一般的にトク」といわれているから簡易課税を選択し、それからは考えたこともないという経営者も多い。しかし、本当にその選択で節税になっているのだろうか。そこで、消費税の課税の計算方法はどうか、基礎から解説する。

(アドバイザー) 税理士 天野俊裕



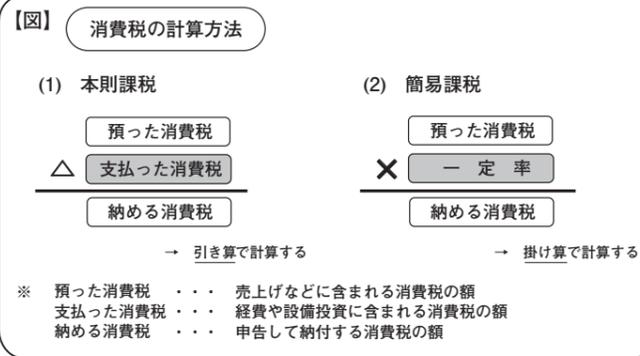
先日、顧問先の社長から「リースで3千万円の精密機械を導入したいのだが、設備投資のときは消費税が関係してくると聞いたんだけど」との相談を受けました。この会社は、従業員が3人程度で、金属切削加工を中心とした製造業を営んでいます。ここ2、3年の間は、売上高が4千万〜5千万円で推移(簡易課税を選択)していて、最近新しい製造分野への進出を模索するなかで、新たな設備投資に迫られていました。

社長「うちはいま簡易課税だけど、設備投資のときは本則課税がいいという話を聞いたが」
税理士「たとえば、年間の売上高が1千万円以下の場合や開業してから最初の2年間(資本金が1千万円未満の場合)は、そもそも申告義務はないのですが、それでもあえて本則課税(引き算)を選択する人がいます。それはなぜかというと、巨額の資金を投じて設備を購入して『支払った消費税』の金額が一次的に膨らんでしまった場合などは、本則課税(引き算)で消費税を計算すると、計算結果が『マイナスになる!』ということがあります。この場合は申告をすると還付金を受けることができるからです。とくに、開業当初の売上高が少ない時期と多額の設備投資を行った時期とが重なった場合などには注意が必要です。また余談ですが、輸出業者などは常に『預った消費税』が少ない状態になる(輸出品の売上げには

消費税がかからない)ため、本則課税で計算すると毎年が還付申告になる場合もあります」
社長「うちみたいに簡易課税を選択していたらどうなる?」
税理士「簡易課税の場合は注意が必要ですね。簡易課税の場合は、掛け算で税額が計算されるので、計算結果がマイナスになることは絶対にありません。ですから、どんなに設備投資をしたとしても、『簡易課税を選択している!』というだけで、仮に本則課税を選択していれば還付金が受け取れる場合であっても、逆に納税をしなければなりません。簡易課税を選択できる会社の場合は、届出書を提出すれば本則課税を選ぶこともできるのです。『現時点で簡易課税を選択している』ということは、通常の状態では、本則課税よりも簡易課税のほうが納税上有利と判断されているためです。もちろん、通常の状態であっても、業種・業態によっては本則課税のほうが有利という会社もあります。ですから、確認の意味からもう一度、

消費税の仕組み

社長「そもそも消費税の仕組みは分かりづらい」
税理士「消費税の税額の計算方法には、①本則課税と②簡易課税との2種類があります。簡単にいうてしまうと、本則課税は『引き算』簡易課税は『掛け算』で、それぞれの税額が計算されます(図を参照)。年間の売上高が5千万円以下の場合、どちらの制度でも選択できますので、社長の状況は、どちらを選択してもOKということになります。ちなみに、簡易課税の『一定率』とは、業種ご



「課税の計算方法を変更したい場合はどうすればいい」
税理士「本則課税や簡易課税などの計算方法を選択する場合は、『その計算方法を採用したい期間が始める前まで』に届出書を提出しなければなりません。ですので、『来期(の設備投資)はどうなるかなあ』と予想しながらの作業になります(ちなみに、採用したい期間が第1期目の場合、通常は、第1期の決算日が提出期限になります)。よくある話は、簡易課税を選んでいる期間にもかかわらず、消費税のシミュレーションをしないで、その期間内に設備投資をしてしまったというものです。してしまっただけではもう後戻りはできません。つまり、簡易課税を選択している会社さんが、来期(たとえば第

30期)に設備投資をしたいと考えた場合には、事前に消費税のシミュレーションをして、『本則課税のほうが有利!』という結果が出れば、当期(第29期)中に、本則課税を選ぶための届出書を提出していなければ、結果として『損』をしてしまうということです」
社長「でもうちの会社はリースで、月々賃借料(経費)を払うんだから消費税はそんなに関係ないので」
税理士「一般的に『リース』とは、特定の顧客に対して機械や設備などを長期にわたって賃貸借することをいいます。『長期に』しかも『特定の人』に機械などを賃貸借するということは、ほとんどの場合、顧客のほうで特別に指定した機械(特注だったりもします)などをリース会社に買ってもらい、そのリース会社から機械を借受けることとなります。また途中で契約を解除することができないのもリースの大きな特徴です。これに対して『レンタル』は、不特定多数を対象とした短期の賃貸借をいいます。たとえば、レンタカーやレンタルDVDなどは良い例です。細かい違いはありますが、リースもレンタルも『借り賃を払って利用する』という点では変わりはないため、これまでの税法も、毎月支払う金額を『賃借料(費用)』として処理することを認めてきました。それが、実は最近リースが

【注意】この紙面では、消費税やリース取引の仕組みを分かりやすく説明するために、税法上の細かいルールや規定などを割愛しています。まずはご自分で判断なさらずに、必ず顧問税理士などの税の専門家に相談ください。

実務 特集

リースの扱いは「借りる」から「買った」に

設備投資と消費税の関係



知らなきや 損する

度重なる改正と税理士顧問契約の問題点

前回は、消費税の計算方法には2つの方法があり、設備投資が行われた場合には、これらの方法をしっかりと使い分けなければ損を恐れること、そしてリースもレンタルも、ともに賃借料(費用)処理が認められてきたこと、2点について説明した。今回はこのリース取引の改正(平成19年度税制改正)に絡み、消費税の扱いがどうなるのかについて解説。さらに消費税にまつわる税理士業務の責任問題についても言及する。(アドバイザー/税理士 天野俊裕)



わたし(税理士)は、ある社長さんから「リースで設備投資する際の扱いが変わったと確か先生から聞いたが、どのような内容だったか」との質問を受けていました。

借りるのは機械ではなくお金?

社長「リースとレンタルの違いがまだよく分からない」

税理士「これまでは、リースもレンタルも、支払った金額を賃借料(費用)として処理することができましたので、消費税の計算方法を選択する際に、リース取引はほとんど無視しても差し支えありませんでした。」

しかし、平成19年度の税制改正により、税法や会計における「リース」の考え方が一変しました。簡単にいってしまうと、「リース会社から機械を借りる」のではなく、「リース会社からお金を借りて自分で機械を買い、毎月支払う金額はリース会社への借金の返済である」という処理が原則になりました。

そのため決算書においても、将来にわたってリース会社に支払うリース料の総合計金額で、貸借対

Table with 2 columns: 貸借対照表, 損益計算書. It compares accounting treatment for lease acquisition before and after April 1, 2008.

照表には「機械(リース資産)」が資産計上され(減価償却も行います)、同時に「リース債務」という負債も計上されることになりました(図を参照)。これは「借金をして機械を買った」場合とほとんど同じになったということです。この取扱いは「同20年4月1日

以降に締結されるリース契約」から適用になっていきます。またレンタルの場合は、これまで通り「賃借料(費用)」で処理します。リースも立派な設備投資!

税理士「同19年度の税制改正によりリース取引の取扱いが変更になったと、確かにご説明しました。ところが最近になって(同20年11月)、突然、国税庁から質疑応答事例なるものが示され、驚いたことに結局「リースはいままで通り(賃借料処理)でもよい」ということになりました。」

よく耳にするようになりまして、税理士の世界も決して例外ではありません。そのため、税理士のおよそ半数近くが、これらの訴訟に備えて税理士職業賠償責任保険に加入しています。この保険会社などの調査によると、保険事故のうちのおよそ52%が消費税に関するもので、その消費税の保険事故のうち、「届出書の提出の失念(計算方法の選択ミス)」によるものが、なんと約80%にまで達しています(同16年)。

影響を与えるのか」

税理士「消費税で注意しなければならぬのは、計算方法の選択です。つまり、リース契約の締結が同20年4月1日以降であった場合は、機械を「借りた」のではなく「買った」と見なされるので、設備を購入した場合と同様に「本則課税を選択すべきか否か」の検討をシビアに行う必要があります。とくに改正の直後ということもあって、「リース」設備投資という感覚が、まだ多くの経営者の方々に浸透していないのが現状です」

顧問契約書には...

改正の改正?

社長「リース取引でも消費税の問題がかわってくるなら、今回わたしリースする機械も本則課税を選択するかどうか重要になる?」

税理士「社長のおっしゃるとおり、消費税は税理士泣かせ!」って部分は確かにその通りなんです。最近、テレビや新聞などで医療ミスによる損害賠償訴訟の話

社長「わたしは先生から説明を受けていたが、知らない経営者もいる。税理士に責任はないのか」

税理士「最近、税理士とクライアントとの間で契約書を交わすことはほぼ一般的なことになりました。その契約書には、必ず次のような特約(免責条項)が付されています。」

「消費税の納付および還付を受けるについては、課税方法の選択により不利益を受けることがあるので、甲(クライアント)は建物新築、設備の購入など多額の設備

投資を行うときは、事前に乙(税理士)に通知する。甲が通知しないことによる不利益は、乙はその責任を負わない。」

この特約の「設備投資」にリース取引が含まれるかどうかですが、顧問契約締結日が税制改正前であれば、リース取引は含まれない(リース取引を通知しないことによる不利益は税理士側が負う)ものとわたしは考えています。また、「設備投資」にリース取引が含まれる(不利益は納税者が負う)ものであったとしても、少なくとも改正が行われた時点において、税理士からなんの説明も受けていないということであれば、善管注意義務といった新たな問題が浮上してはくるはずですが。

これまで2回にわたり、消費税とリース取引について説明してきました。今回取り上げた消費税の課税方法の選択は、いわゆる「設備投資」をしてしまつてからではもう遅い」という税務選択です。今回のリース取引の変更に限っては、急きよ「改正の改正」があったため、最悪の事態は回避されるもようですが、今回のことを教訓として、経営者の方々にはぜひとも、「①新しい行動を起こす前には、まず税理士に相談してみる」、「②直近の税制改正の説明を年に1回(たとえば申告書にサインをするときなどに)は必ず社長自身が税理士に求めるように決めておく」ことを心がけるようにしていただきたいと思います。(おわり)

【注意】この紙面では、消費税やリース取引の仕組みを分かりやすく説明するために、税法上の細かいルールや規定などを割愛しています。必ず自分自身で判断なさらずに、必ず顧問税理士などの税の専門家に相談ください。